

4 他の教科の免許状を取得する方法

所要資格				中	別表 4
授与を受けようとする免許状	他の教科の 中学校教諭 2種免許状	他の教科の 中学校教諭 1種免許状	他の教科の 中学校教諭 専修免許状	注1 有することが必要な免許状には、実習を担任する教科（職業実習）の免許状を含む。	
有することが必要な免許状 注1	中学校教諭 専修免許状 又は 1種免許状 又は 2種免許状	中学校教諭 専修免許状 又は 1種免許状 注5 注7	中学校教諭 専修免許状 注5 注6 注7	注2 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、中別表4（教科）により修得する。 注3 「各教科の指導法に関する科目」は、授与を受けようとする教科に関する「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」を、2種にあっては3単位、1種及び専修にあっては8単位を事項を含めて修得する。	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目 注2	10	20	20	注4 「大学が独自に設定する科目」は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 注5 専修又は1種免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の2種免許状を有している場合は、2種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を修得する。 注6 専修免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の1種免許状を有している場合は、1種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を修得する。 注7 専修又は1種免許状を取得する場合、短期大学の単位は、2種免許状の最低修得単位数を限度として使用できる。
	各教科の指導法に関する科目 注3	3	8	8	
	大学が独自に設定する科目 注4	/	/	24	
	合計単位数	13	28	52	